

国民保護計画に関する
川棚町避難実施要領パターン

川棚町
平成30年8月

もくじ

1. 避難時使用量の避難形態	1
2. 弾道ミサイル攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン	1
3. グリラ・特殊部隊による攻撃	2
4. 様式	
様式1 屋内避難における避難実施要領	3
様式1 (記入例)	
様式2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領	8
様式2 (記入例)	
様式3 最小限の項目に限った避難実施要領	19
5. 別紙 避難実施要領の伝達先一覧表	20

1. 避難実施要領の避難形態

国民保護に起因する事態が発生した場合、国の指示のもと、住民を避難誘導することとなる。避難を実施するにあたり、次の3形態が考えられる。

(1) 屋内避難

外へ避難するよりも、屋内に避難することが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の携帯である。

(2) 町内避難

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場にとどまって危険な場合等に用いる避難の携帯である。

(3) 町外避難（県外避難）

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が町域を超える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合に用いる避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。

2. 弾道ミサイル攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン

- 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階や窓ガラスの少ない部屋等に避難するのが基本となる。
- 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- 国の対策本部長（内閣総理大臣）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合に、警報を発令し、避難措置を指示する。そして、実際に発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。
- 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射瞬時に攻撃目標を判断することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その主体が保有する弾道ミサイルの精度により、実際の弾着地点は変わってくる。その意味では、川棚町に弾着の可能性がありうるものとして対応を考える必要がある。

3. ゲリラ・特殊部隊による攻撃

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長（国）による避難措置の指示、都道府県知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に対しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及びおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

○以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関から助言に基づいた確かな措置を実施できるよう。現地調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

様式1 屋内避難における避難実施要領

避 難 実 施 要 領				
				川 棚 町 長
			月 日	時 分現在
屋 内 避 難				
1 長崎県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 ()			時 分
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天気：	気温：	風向：	風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				

3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動	
<p>屋内避難の指示を受けた場合の対応</p> <p>屋内にいる場合 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 テレビ、ラジオ、スマートフォン等から情報収集に努める。</p> <p>屋外にいる場合 できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
川棚町 国民保護/緊急処理事案対策本部	電話：0956-82-3131 FAX：0956-82-3134

様式1 屋内避難における避難実施要領（記入例）

避難実施要領				
				川 棚 町 長
				月 日 時 分現在
屋 内 避 難				
1 長崎県からの避難の指示の内容				
<p>国の対策本部長は、N国による弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を 時分に発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>このために、弾道ミサイルが発射された際に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p>				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 () 時 分			
発生場所	—			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	N国による弾道ミサイル発射の兆候			
今後の予測・影響と措置	発射後、10分ほどで着弾若しくは通過			
気象の状況	天気：	気温：	風向：	風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	町内全域			
避難先と避難誘導の方針	<p>○屋内へ避難する。できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p> <p>○これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受け入れに協力すること。</p> <p>○避難する施設は、避難所として指定されているか否かを問わない。</p> <p>○なるべく建物等の中央部に避難すること。また、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難すること。</p> <p>○余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まること。その際、なるべくガラス張りの建築物の下を避けること。</p>			
避難開始日時	実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき、ただし、警報発令前であっても、各人がとる			

	べき行動を必ず確認し、必要な準備を行うこと。
避難完了予定日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されてから5分以内
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	—
連絡調整先	—
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>○防災行政無線（各声子局）、川棚町防災、緊急速報メール、県警察、消防等による広報、自治会及び自主防災組織による個別伝達による情報に注意すること。</p> <p>○最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、運転免許証等の身分証明書などを用意しておくこと。</p> <p>○子供がいる場合は、不安解消のため玩具類を用意することが望ましい。</p> <p>○自力の歩行が困難な者については、同居する家族や、入所している施設の職員、町内会や自主防災組織が主体となり、屋内へ避難誘導すること。</p> <p>○化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止し、必要に応じ、テープ等で目張りを行い、外部から遮断された状態にすること。</p> <p>○弾道ミサイル発射の警報が発令されたときに車両内にいる場合は、車両を道路外に止め、避難を行うこと。</p> <p>○近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた時は、当該現場から離れるとともに、町、消防、警察に連絡し、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。</p>	
4 住民の行動	
<p>屋内避難の指示を受けた場合の対応</p> <p>屋内にいる場合</p> <p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。テレビ、ラジオ、スマートフォン等から情報収集に努める。</p> <p>屋外にいる場合</p> <p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>○防災行政無線（各声子局）</p> <p>○川棚町防災</p> <p>○緊急速報メール</p> <p>○県警察、消防、職員による拡声器による広報</p> <p>○自治会及び自主防災組織による個別伝達</p>

避難実施要領の伝達先	別紙伝達先一覧表による
6 緊急時の連絡先	
川棚町 国民保護/緊急処理事案対策本部	電 話：0956-82-3131 FAX：0956-82-3134

様式 2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領

避 難 実 施 要 領	
川棚町長	
年 月 日 () 時 分現在	
町域内避難及び町域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 () 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：○ 気温：○ 風向：○ 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	年 月 日 () 時 分
避難完了予定日時	年 月 日 () 時 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性)	
地域の特性	
時期による特性	
4 避難者数 (単位： 人)	
地区名	合計

避難者数（計）	○人（住民数、買い物客数等）			
	うち要援護者数	○人（住民数、通院患者数）		
	うち外国人等の数	○人（住民数）		
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				合計
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者	町本部： 避難所：	町本部： 避難所：		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（要援護者用の車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者			

	その他（入院患者等）	
7 避難経路		
避難に使用する経路		
交通規制	実施者の確認	
	規制に当たる人数	
	規制場所	
警備体制	実施者の確認	
	規制に当たる人数	
	規制場所	
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		
地区		
一時集 場所への 避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難先	
	集合時間	
	その他（誘導責任者等）	
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	
	その他（誘導責任者等）	
	誘導の実施単位	
	要援護者への支援	

要 援 護 者 の 避 難 方 法	事項	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	

8-2 職員の配置方法

配置場所	
人数	
現地調整所	

8-3 残留者の確認方法

確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

食事時間	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	

8-5 追加情報の伝達方法

--

9 避難時の留意事項（主に住民）

自宅から避難する場合の留意事項

基本事項

事態の特性

時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	別紙 伝達先一覧表による
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
川棚町 国民保護/緊急対策処理事態対策本部	電 話：82-3131 FAX：82-3134

様式 2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領（記入例）

避難実施要領	
川棚町長	
年 月 日（ ） 時 分現在	
町域内避難及び町域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
別添のとおり（略）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日（ ） 時 分
発生場所	〇〇
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	〇〇付近に停車中の車両から時限式の爆発物が発見されました。情報によると 時 分に爆発する計画になっている。
今後の予測・影響と措置	爆発物への対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：〇 気温：〇 風向：〇 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	〇〇
避難先と避難誘導の方針	〇〇の住民を、徒歩で〇〇以外の地域に避難させる。
避難開始日時	〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分
避難完了予定日時	〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	消防：現場の状況から半径〇〇m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 鉄道事業者：川棚駅付近は運行停止 バス事業者：川棚駅付近は運行禁止
連絡調整先	県対策本部：町職員を〇名派遣 現地調整所：町職員を〇名派遣 その他関係機関：連絡先は別紙のとおり（略）
3 事態等の特性で留意すべき事項	

事態の特性 (除染の必要性)	判明した爆破計画には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に除染等の特別な対応は必要ない。
地域の特性	自主防災組織により隣組単位の行動が期待できる。 医療機関が所存するため、要援護者の避難には、医療機関や自主防災組織と連携して介助者を派遣して避難を行う。
時期による特性	小学校、中学校の児童、生徒は帰宅している時刻となるため、学校からの避難は基本的に検討する必要はない。 雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。

4 避難者数 (単位： 人)

地区名				合計
避難者数 (計)	○人 (住民数、買い物客数等)			
うち要援護者数	○人 (住民数、通院患者数)			
うち外国人等の数	○人 (住民数)			

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域				合計
避難施設名				
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者	町本部：○○ 避難所：○○	町本部：○○ 避難所：○○		
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所

一時集合場所名				
所在地				

連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（要援護者用の車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで町の保有車両による搬送を行う。		
	その他（医療機関等）	要避難地域内の医療機関及び避難先地域の医療機関と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路	主な避難経路は、「〇〇通り」とする。 詳細は別添の地図のとおり。			
交通規制	実施者の確認	警察署		
	規制に当たる人数	〇人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	警察署		
	規制に当たる人数	〇人程度		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
	誘導の実施単位			
	輸送手段			

一時集 場所への 避難方法	避難先	
	集合時間	
	その他（誘導責任者 等）	
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	
要援護者 の避難方 法	その他（誘導責任者 等）	
	誘導の実施単位	
	要援護者への支援 事項	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
避難完了予定日時		

8-2 職員の配置方法

配置場所	〇〇前、〇〇前 主要な交差点（〇箇所）
人数	〇〇前 〇人 〇〇前 〇人 〇〇交差点 〇人 計 〇人 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を〇名配置

8-3 残留者の確認方法

確認者	町職員（〇人）、消防団員（〇人）
時期	〇年〇月〇日（〇）〇時〇分
場所	〇〇
方法	広報車及び防災行政無線による予備かけ、戸別訪問

措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	○年○月○日（○）○時○分
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時間	避難施設にて提供
食事場所	○○、○○
提供する食事の種類	防災備蓄食料
実施担当部署	○○課
8-5 追加情報の伝達方法	
—	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等本人が確認できるものを、最小限の着替えや日用品、その他非常持ち出し品等を携行するものとする。
事態の特性	発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低い。
時期の特性	雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での対応	—
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に行動すること。</p> <p>防災活動服、防災ベスト等の着用により、誘導員であること等の立場や役割を明確にし、其の活動に理解を求めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線、防災メール（登録制）を用いて避難実施要領の内容を伝達</p> <p>広報車、消防車両の活用</p> <p>総代、自主防災組織の代表者には直接伝達</p>
避難実施要領の伝達先	別紙 伝達先一覧表のとおり（略）
職員間の連絡手段	別紙 電話番号一覧表のとおり（略）

12 緊急時の連絡先

川棚町 国民保護/緊急対策処理事態対策 本部	電 話：82-3131 FAX：82-3134
------------------------------	----------------------------

様式 3 最小限の項目に限った避難実施要領

(時間的に猶予のない事態が発生した場合に使用する最小限の項目に限ったもの)

避 難 実 施 要 領			
			川棚町長
年 月 日 ()		時	分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難の指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずるべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意点	(携行品・服装等・避難誘導中の食材等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要援護者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
川棚町	電 話：82-3131		
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX：82-3134		

